

日本幼稚園協會編輯 幼兒の教育

會長 東京女子高等師範學校長  
 主幹 東京女子高等師範學校教授  
 附屬幼稚園主事  
 倉橋惣三

日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼児教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児教育ニ篤志ナルモノトス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五錢ヲ齎出スヘシ、會員ハ無料ニテ本會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ク

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ

第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得

第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一、幼児教育ニ關スル研究及ヒ調査
- 一、幼児教育ニ關スル講演會及ヒ講習會ノ開催

會ノ開催

一、雜誌發行(毎月一回)

- 一、幼児教育ニ關スル圖書刊行
- 一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介
- 一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 會務ヲ總理ス
- 主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
- 幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
- 評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ケ年ヲ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

定價

一月分	金參拾五錢	特等面一頁	二面一頁
三月分	金貳拾圓	金貳拾圓	金拾圓
半年分	金貳拾圓	金拾圓	金拾圓
一年分	金四圓貳拾錢	金拾圓	金拾圓

拾貳冊送金貳拾圓

共

廣告

特等面一頁 二面一頁 以下 金拾圓 五圓 一圓 御斯り 神田區駿河臺ノ三田田 廣告社ニ御申込下さい

(外國行郵税は一部金拾貳錢の割にて御拂込下さい)  
 昭和十四年九月二十八日印刷納本  
 昭和十四年十月一日發行  
 幼兒の教育 第二十九卷 第十號

不許複製 禁止轉載

編輯者 倉橋惣三  
 發行所 東京市本郷區駒込林町百七十二番地  
 印刷者 柴山則常  
 東京市本郷區駒込林町百七十二番地  
 印刷所 倉橋杏林舎

發行所 日本幼稚園協會

振替口座東京一七二六六番

注文規定

- 一、本誌御注文の方は凡て前金(郵税共)で願ひます。(郵券代用の場合は換)
- 一、御送金の場合はなるべく振替貯金で振替口座東京一七二六六番日本幼稚園協會宛に願ひます。
- 一、送金の節には第何巻第何月號より第何月號迄と明記せられたし。
- 一、本誌の代金に對しては別に領收證を差出しません。特に御入用の方は往復はがきで御申越を願ひます。
- 一、願ひます。
- 一、會費切又は前金切の際にはその最終發送の雜誌の帶封に「前金切」の印章を押捺いたしますから其節は早速御送金を願ひます。
- 一、本誌の見本御入用の場合には前金參拾五錢發送を願ひます。

# 屋外保育用品

備へあれば憂ひなし、日常遊びのうちにも、  
幼児の體位向上をはかるは喫緊の急務！

◇反馬——堅牢無比の構造、昔からある幼児用のもの、前後に動搖し乗心地爽快にして安全

一 臺 金六圓

◇行進タンク——豆戰車の形、十個以上の車で上體を前後に動搖させるに前進する。

一 臺 金十五圓

◇行進木馬——乗つて手綱を引くに前進開始、熟練によつて速度を増す。

一 臺 金七圓

◇押車——幼児が自由に押し歩く運搬車、多種多様に應用し得

一 臺 金六圓

◇トロツコ——車心棒も堅牢、子供に種々應用し得らる。

一 臺 金六圓

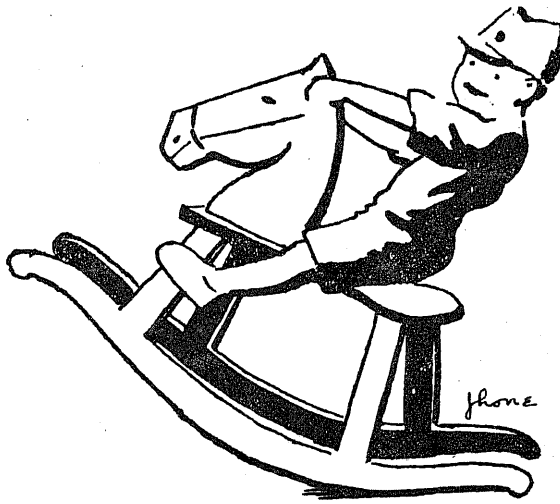
◇携帶黑板——幼児自身で適宜の所へ持ち運ばれる自由な折疊式(物品税の賦課なし)

一 組 金二十三圓

◇折疊桌子——堅牢な蝶番で折疊み自由、高サ一尺五寸長サ四尺幅二尺(物品税の賦課なし)

一 脚一組 金十二圓

その他幼稚園託兒所用各種運動具、木製保育用品各種



## 株式會社 レーベール 食

本社 東京・神田・二町保神 電話(33) 三六六二番  
支店 大阪・東區・後備五町 電話(24) 一八九七番

昭和四年五月十五日第三種郵便物認可  
(毎月一回) 日發行  
昭和十四年九月二十八日印刷納本  
昭和十四年十月一日發行

定價參拾五錢